

公立保育園等の民営化に関するサウンディング型市場調査

1 実施概要

- (1) 期 間 令和7年1月20日(月)から2月19日(水)までの間
- (2) 対 象 次のすべてに該当する法人
- ・ 学校法人、社会福祉法人又は営利法人
 - ・ 糸魚川市内で法人の事務所がある法人
 - ・ 認定こども園、認可保育所又は認可幼稚園（市内外問わず）を現に運営している法人
- (3) 参加者 3者（社会福祉法人及び株式会社）
- (4) 概 要 アンケート及び希望による対話を実施

2 主な意見等

項目	意見等
民営化可能な公立保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ある園で、園児数が100人を超える園でないと民間法人による運営継続は難しい。 ・ 園の統合で一定数の園児が確保できれば、民間法人の運営の可能性はあるが、将来的な不安は否めない。
こども、保育士への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士が急に入れ替わることで、こどもの不安感が大きくなるように、今いる市の職員（会計年度任用職員）が継続して働いてもらうよう雇用条件等を提案する場がほしい。
保護者関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の民営化への理解が得られやすい進め方が良い。 ・ 複数園の経営において、食材や物品等の一括発注による経費軽減を図ることで、保護者の負担も軽減したい。（市内業者への発注機会低下の恐れ） ・ より良い保育のために教材費、園服、補食費などの新たな負担が発生する可能性がある。 ・ すべてにおいて、保護者、運営法人、行政の3者協議会の合意が必要となると、民間法人の効率的で速やかな運営に支障をきたす場合もある。
財産の譲与と賃貸者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎と備品等の無償譲渡、土地の無償貸付は理解できる。 ・ 園舎を現状引渡しとするなら、園舎の修繕費は基本的に行政側で負担し、民間法人の負担を少しでも減らしてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同保育の期間6か月程度の期間と1年以上の両意見あり。 ・ 法人の性質上、経営拡大を目途としていないため、当初の運営金への融資制度などが新設できないか検討してほしい。

3 アンケート結果（抜粋） ※数字は回答数

(1) 興味関心のある園について（複数回答可）

- ・糸魚川東保育園 ③
- ・やまのい保育園 ②
- ・田沢幼稚園 ①
- ・寺地保育園 ①

(2) 3者協議会の設置について

- ・設置するべき ①
- ・保護者の希望により設置することは良い。 ①
- ・1人1人の保護者の声を聞き、対応できるので協議会は不要 ①

(3) 令和7年12月に運営者として承認された場合の開設年月について

- ・令和8年4月 ①
- ・令和9年4月以降 ②

(4) 財産の受渡について

- ・園舎の無償譲渡 ③
- ・土地の無償譲渡 ②
- ・土地の無償貸付 ③

(5) その他

- ・募集時にモデル園の見学会を実施してほしい。
- ・保護者の意向を尊重して民営化を進めたい。